## 栃木県の消費者被害防止見守りネットワーク

## 〇 概 要

高齢化等を背景として、悪質商法の被害拡大や、被害の潜在化・深刻化が懸念されることから、消費者被害に遭う可能性の高い高齢者や障害者等を地域において見守る体制を構築し、消費者被害の未然防止・拡大防止を図る必要がある。

このため、県では庁内関係各課が連携して「栃木県消費者安全確保地域協議会」を設置 し、市町における地域の実情に応じた見守り体制づくりを推進する。

## 〇 見守りネットワークイメージ図

連携

## 栃木県消費者安全確保地域協議会

(消費者安全法第11条の3)

保健福祉部保健福祉課 保健福祉部高齢対策課 保健福祉部障害福祉課

県民生活部くらし安全安心課 (栃木県消費生活センター) 警察本部 生活安全部生活安全企画課

連携

